

平成26年度 国立大学法人琉球大学教育学部附属小学校いじめ防止対策方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童がたのしく豊かな学校生活を過ごすことができる、いじめのない学校をつくるため、「附属小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本方針」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- いじめを早期発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 いじめとは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守ろうとする立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために：別表参照

〈児童に対して〉

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。のた、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎的・基本的な知識や技能の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

〈教員に対して〉

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現が図れるように、子どもが生きる生徒指導の機能を生かした授業を日

々行いうとに努める。

- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通じて児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

〈学校全体として〉

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケートを年に2回実施、icheck アンケートを年に2回実施し、結果から児童の様子の変化など教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・管理職（校長・副校長）が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいたときは、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関して、児童会としての取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制（スクールカウンセラー等）の充実を図る。

〈保護者・地域に対して〉

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

〈早期発見に向けて・・・「変化に気づく」〉

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈相談できる・・・「誰にでも」〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。

- ・いじめられている児童が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた職員は、管理職に報告すると共に委員会を通して校内で情報を共有するようになる。

〈早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」〉

- ・職員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えるようにする。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせる指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と家庭と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・校務分掌の中にある児童理解推進部の生徒指導委員会に「いじめ防止委員会」を位置付ける。なお、校長、副校長、教頭、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員として加える。
- ・児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようになる。
- ・学校評価については、毎年度の取り組みについて、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度への取り組みの改善に生かす。

5 琉球大学教育学部をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は、琉球大学教育学部附属小学校運営委員会への報告、重大事の対応等については、法に則して、学部に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・いじめがあった場合の対応について、校区市町村教育委員会から情報を収集し、組織的に対応する。